（推薦者が日本学士院会員である場合）

推　　薦　　者
日本学士院会員（第○部第○分科所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　杉村　　隆　殿

（推薦者が日本学術会議会員である場合）

推　　薦　　者
日本学術会議会員（第○部所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　杉村　　隆　殿

日本学士院会員選定規則（抄）

（候補者の推薦）

第３条　日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

⑴　学術機関（大学の各学部及び研究所を含む。）及び学会（学術機関及び学会を以下「学術団体」という。）

⑵　日本学士院会員

⑶　日本学術会議会員

2　前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者１名を推薦することができる。

3　日本学士院会員と日本学術会議会員との２つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。

4　日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。

5　日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。

6　推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。

⑴　被推薦者の氏名、本籍（都道府県名のみ記す。）及び住所

⑵　所属すべき分科

⑶　履歴（概要でよい。）

⑷　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

⑸　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

7　推薦書は、別記の書式により、推薦者（学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記す。）の署名を必要とする。

8　推薦には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。

9　推薦書は、あらかじめ公示された提出期間内に、日本学士院事務室あてに送付しなければならない。

10　郵送による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便官署の日附印により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。

11　推薦書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。

12　提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。

13　選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。

（被推薦者）

第４条　推薦される候補者は、学術上功績顕著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３５号

北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目２番２－107号

債務者　網谷　紀子

1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　原　　英士

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午後１時50分

5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第４３４２号

大阪市住之江区安立４丁目１番４号　メゾンＡメッツ　608号室

債務者　難波　義隆

1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　澤田　裕和

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３１号

大阪市住吉区我孫子西２丁目８番11号　王鴻あびこマンション　５Ｃ号、前住所大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番30号

債務者　泉　　精二

1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１号

新潟県長岡市西谷3343番地４

債務者　大宮　雄治

1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　黒田　隆史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号

新潟県長岡市緑町２丁目８番地７　コーポ佐藤101号室

債務者　桐生　隆文

1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　齋藤辰一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号

愛知県一宮市浅井町東浅井字南ノ下40番地２

債務者　浅井　篤史

1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大野　秀司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４９４９号

大阪市東住吉区山坂１丁目３番11号

債務者　平野　　満

1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉村彩理詩

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部